

昭和三十六年八月臨時

四日市市議会議録目次

八月十八日(金)

ページ

| | |
|------------------------------|----|
| 会期の決定について | 八 |
| 市有地の交換について | 八 |
| 上程→提案理由説明→質疑→表決 | 八 |
| 区域外の営造物設置に関する協議について | 八 |
| 上程→提案理由説明→質疑→表決 | 九 |
| 四日市市立山手中学校及び羽津小学校分校設置について | 九 |
| 上程→提案理由説明→質疑→表決 | 一〇 |
| 四日市市ほか三カ町村伝染病隔離病舎組合の規約変更について | 一〇 |
| 上程→提案理由説明→質疑→表決 | 一三 |
| 工事請負契約の締結について(下水処理場築造工事) | 一三 |
| 工事請負契約の締結について(消防署南出張所新築工事) | 一三 |
| 工事請負契約の締結について(道路舗装工事) | 一三 |
| 購入契約の締結について(納屋排水区工事用材購入) | 一四 |
| 購入契約の締結について(ディーゼル機関発電機購入) | 一四 |
| 上程→提案理由説明→質疑→表決 | 一四 |

公有水面埋立についての答申について
 上程↑提案理由説明↑質疑↑表決

.....

昭和三十六年 八月 四日 市市議会臨時会議事速記録

○昭和三十六年八月十八日（金曜日）午後二時六分開会

○出席議員（三十七名）

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大 | 池 | 荒 | 志 | 鈴 | 錦 | 平 | 谷 | 伊 | 矢 | 山 | 内 | 野 | 馬 | 米 |
| 谷 | 畑 | 木 | 積 | 木 | | 野 | 口 | 藤 | 田 | 口 | 山 | 呂 | 嶋 | 田 |
| 喜 | 佐 | 武 | 政 | 敏 | 安 | 太 | 専 | 太 | 繁 | 信 | 弥 | 幸 | 温 | 好 |
| 正 | 太郎 | 治 | 一 | 郎 | 吉 | 七 | 九 | 郎 | 郎 | 生 | 十 | 郎 | 知 | 兼 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 速 |
| | | | | | | | | | | | | | | 記 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 橋詰興隆君 | 柴田繁君 | 山中忠一君 | 田村末松君 | 日比義平君 | 辻定章君 | 生川平藏君 | 伊藤宗一君 | 伊藤泰一君 | 坂上長十郎君 | 前川辰男君 | 笠田七衛君 | 服部昌弘君 | 加藤定男君 | 伊藤藤金一君 | 渡部權太郎君 | 高橋伊祐君 | 早川和一君 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|

小 林 善 夫 君
 藤 谷 裕 一 君
 山 本 三 郎 君
 森 田 卯 七 君
 中 島 忠 勝 君

○欠席議員(三名)

鈴 木 愛 次 君
 浜 田 弥 平 君
 永 田 巳 側 君

○市議事事務局(四名)

| | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 事務局長 市川善雄 | 事務次長 菊地英也 | 議事係長 川原田 | 庶務係長 佐藤茂 |
|-----------|-----------|----------|----------|

八月臨時會議事日程

八月十八日(金)午後二時開会

ノ会期の決定について

- 2 議案才九二号上程…………… 議案説明…………… 質疑、討論、議決
- 3 議案才九三号上程…………… 議案説明…………… 質疑、討論、議決
- 4 議案才九四号上程…………… 議案説明…………… 質疑、討論、議決
- 5 議案才九五号上程…………… 議案説明…………… 質疑、討論、議決
- 6 議案才九六号ないし才一〇〇号上程…………… 議案説明…………… 質疑、討論、議決
- 7 答申才二一号上程…………… 議案説明…………… 質疑、討論、議決

○議長(山本三郎君) ただいまから臨時市議会を開会いたします。

本日の出欠議員数を報告いたします。出席者二十九名、欠席届出者四名、遅刻六名であります。

本臨時会の会議録署名者は内山議員と矢田議員にお願いすることにいたしますから御了承願います。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりでありますから御了承をお願いいたします。

昭和三十六年八月十八日

四日市市議会議長

四日市市長

四日市市教育委員会委員長 殿

四日市市水道局長

記

八月十八日開会の臨時市議会において議案その他議事に関し説明のため出席せしめられたく要求します。

| | | | |
|----------|-------|-------|------|
| 市長 | 平田佐矩 | 監理課長 | 小林清 |
| 助役 | 二宮力 | 土木課長 | 天野助春 |
| 助役 | 庄司良一 | 港湾課長 | 中村由郎 |
| 収入役 | 川崎祐男 | 下水道課長 | 杉本義広 |
| 総務部長 | 林義男 | 消防長 | 竹内鉄雄 |
| 民生部長 | 中山英郎 | 教育長 | 山本軍一 |
| 建設部長 | 城井義夫 | | |
| 庶務課長 | 平井清三 | 水道局長 | 岩野見齋 |
| 衛生課長 | 三田村竜生 | 総務課長 | 滝伝之助 |
| 社会福祉事務所長 | 訓覇也男 | | |

○議長(山本三郎君) 本日の議事日程につきましては日程表のとおりとり進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

ただいまより会議を開きます。

○議長（山本三郎君） 日程才一、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

○議長（山本三郎君） 次に日程才二、議案才九十二号市有地の交換についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 議案才九十二号市有地の交換について御説明を申し上げます。

都市計画街路、富田浜。北五味塚線の築造に当たり、街路用敷地となりました東京都武蔵野市吉祥寺二千六百五十八番地、金京植文氏所有の四日市市五町三千三百四十八番地、百十九坪一合一勺は、当時買収に依っていただけで、ほかに適当な代替地を提供することで話し合いがつきましましたので、その換地についていろいろ検討いたしておりますところ、四日市市字諏訪西四百五十一番地の一百一十一坪二合一勺の市有地が適当と考えられ、これとの交換方について交渉いたしました結果、さいわい承諾をうることができましたので、ここに提案いたしましたものでございます。どうか、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 説明お聞きのとおりであります。御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑ありませんので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんのでそのように決定いたします。

議案才九十二号を原案どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案才九十二号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程才三、議案才九十三号区域外の造営物設置に関する協議についてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の議案才九十三号は、磯津漁港の港域の拡張に関するものであります。

本市南部の磯津漁港は、漁業の近代化による漁船の大型化と、入港船数の増加のため港域が狭あいとなりましたので、拡張を計画いたしましたところ、本市市内には拡張の余地がございませんので、隣接の三重郡楠町地内にわたる港域を拡張いたしたく、地方自治法才二百十条才二項の規定により提案いたしましたものでございます。

どうか、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 説明お聞きのとおりであります。御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑ありませんので、議案の採決を行ないたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんのでそのように決定いたします。

お諮りいたします。議案才九十三号を原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案才九十三号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程才四、議案才九十四号四日市市立山手中学校及び羽津小学校分校設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 議案才九十四号について御説明申し上げます。

本市市立みはと学園は児童福祉法に基づき、精神薄弱児の保護と自立自活に必要な知識、技能を与える福祉施設として本年六月一日に開園したのでございますが、通園児のうち学校教育法に規定する学令生徒並びに児童がおりまするので、同園の属する学区の中学校及び小学校の分校を併設して就学せしめたく、提案申し上げます。どうか、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 説明お聞き及びのとおりであります。御質疑がありましたら御発言願います。

○錦安吉君 みはと学園は児童福祉法に基づいて設置されたものである、これを分校ということにするについていかなる意義があるのか、どういう便益があるのか。また、このような扱い方がその運営の上においてうまくいくかどうかということについて多少、懸念をもつものであり、またもう少し詳しく御説明願ったほうがいいんじゃないか、かように思うわけであります。と申しますのはこんどは中学校、小学校の分校となりますと、どういう施設に相なりますか。みはと学園は福祉施設として設置されたものであるし、その管轄の問題がここに生じてくるではありませんし、扱い方にも内容が変ってくるのではないかとすることもあるのであります。私はちよつとそのような話を早く漏れ聞きましたので、おおよそのことは研究はいたしてあるのであります。なお十分わかりませんので、詳細にひとつ御説明をいただきたいのであります。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

みはと学園はお説のように児童福祉法による施設でございますのであつたままに経営していくのが本体でございます。しかしあの子供の中には現在まで浜田の特殊学校におつた子供もおりますし、そういう関係で父兄の中には浜田におれば卒業証書をもたらせるのに、あそこへ行つたために卒業証書がもらえないという不つこうなことが起るのでないかという心配もございますが、将来こういう子供が卒業証書がもらえないと、一方から考えればそういうことはどちらでもいいので、ほんとうに子供のためになればいいことでございますが、やっぱり父兄の気持ちといたしますと、もらえるものなら卒業証書はもらつておきたいという気分もあつて、それを尊重いたしまして、そういうことのために窓をあけるといふのですか、そういう子供があつた場合にはいつでもそういう措置がとれるようにということ、分校に設置しておけばそういう処置ができますので分校をお願いしたい。

それから運営の面で懸念があるのじゃないかしらんということでございますが、これは私といたしましては分校といたしましても、これは特殊学級の分校でございますので、同様な施設として経営していただくのが本体でございます。

して、分校になりましたときに県から派遣いただきます教員が、将来、派遣いただけると思うんですが、そういう教員の派遣にいたしましたも、これはその特殊学級の子供、その子供たちの伸びる意味で、たとえば絵画方面の先生の派遣を願う、そういうことでやっていけば二つの施設、二つの方面の管轄が違う、こういう施設でございませうけれども、特殊の子供を扱うという趣旨でいきますれば、運営の面でもそう支障がないんでないかしらん、こういうふう到现在では思っております。

○錦安吉君　そうすると教育委員会でこれを管理するのか、福祉事務所で管理するのか、両方になるのか。両方になる場合にはどちらを主にして、教員の人事関係だけあるいは卒業証書を出す関係だけ委員会というふうにするのか。実際から考えますと、福祉事務所があのような収容を、通園児の扱いは福祉事務所が実際の仕事に便利でもあり適任者がある。そう思うんですが、そういう方面はどういうふうになさるつもりか。教育委員会で分校だから管理のほうももっておかれるのか。福祉事務所に委任するというか、まかしていくつもりか、そういう点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君）　お答えいたします。

この教育委員会といたしましては先生をもちょうとあつせん、それから卒業証書を渡す子供ができた場合に、これはまあ分校、本校の校長の認定になりますけれどもそういうものあつせん、そういうことだけに限りたい。中心はやはり福祉事務所でやっていただきたい、こういうふうになっております。

○議長（山本三郎君）　他に御質疑もありませんので、議案の採決を行ないたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）　御異議ありませんのでそのように決定いたします。

お諮りいたします。議案九十四号を原案どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）　御異議なしと認めます。よって議案九十四号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君）　次に日程才五、議案九十五号四日市市ほか三カ町村伝染病隔離病舎組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　御上程の議案九十五号は、本年五月一日に三重郡川越村が川越町に名称の変更をいたしましたので、同町と共同設置の伝染病隔離病舎組合の規約中、所要の箇所を変更するものであります。

どうか、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君）　別段、御質疑もありませんので議案の可否を決定いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君）　御異議ありませんのでそのように決定いたします。

お諮りいたします。議案九十五号を原案どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案九十五号は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程九十六、議案九十六号工事請負契約の締結についてないし議案九十九号購入契約の締結についての五議案を一括上程いたします。

市長の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の議案について御説明申し上げます。

議案九十六号は、過日開催されました全員協議会において御協議をわずらわしました高花平住宅団地の下水処理場築造工事を名古屋市中区広小路通り荏原インフィル株式会社名古屋事務所と請負契約を締結しようとするものでございます。

議案九十七号は、消防署南出張所新築工事を指名競争入札に付しましたところ、四日市市大字塩浜、株式会社河北組に落札いたしましたので、請負契約の締結をしております。

議案九十八号は、曙町地内舗装新設工事を四日市市北浜田、中部岩田興業株式会社と、また浜田地内の街路舗装工事を三重郡朝日町、株式会社矢野組とそれぞれ指名競争入札の結果に基づき請負契約を締結するものであります。

議案九十九号は、納屋地区排水工事に使用いたしますヒューム管を一工区分を名古屋市中村区広小路西通り、大同コンクリート工業株式会社名古屋営業所と、二工区分を名古屋市中村区島崎町、中川ヒューム管工業株式会社名古屋営業所と、三工区分を名古屋市中川区小碓町、日本ヒューム管株式会社名古屋出張所と指名競争入札の結果に基づきまして購入契約の締結をしております。

議案百号は、三滝水源池に設備するディーゼル発電機一式の指名競争入札を行ないましたところ、市内四ツ谷新町、有限会社東邦電機商会に落札いたしましたので購入契約の締結を行なうものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 説明お聞きのとおりであります。御質疑がありましたら御発言願います。

別段、御質疑ありませんので、議案の可否を決定したいと思いましたが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんのでそのように決定いたします。

お諮りいたします。議案九十六号ないし議案百号を、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案九十六号ないし議案百号の五議案は原案どおり可決確定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に日程九十七、答申九十二号公有水面埋立についての答申についてを議題といたします。

本件につきましてははさる六月一日、港九百三十八号をもって三重県知事から遠洋漁業基地並びに関連施設用地の造成のため、本市富田地区及び富洲原地区の公有水面埋立についての諮問がまいりましたので、答申書案のとおり希望条件を付して答申したいと思っております。

一般の協議会に御内定を願っておりますが、御質問がありましたら御発言願います。

別段、御質疑もないようでありますから、答申九十二号の採決を行ないたいと思っておりますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんのでそのように決定いたします。

お諮りいたします。答申才二号を原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって答申才二号は原案のとおり可決確定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、才四回臨時会を閉会いたします。

午後二時二十九分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき左に署名する。

四日市市議会議長 山 本 三 郎

署 名 議 員 内 山 弥 十 郎

同 矢 田 繁 郎